

児童の入学や進学のための貸付金

母子および父子並びに寡婦福祉資金貸付金

母子および父子並びに寡婦福祉資金貸付金は、母子家庭の母、父子家庭の父、父母のいない児童、またはこれに準ずる児童、および母子福祉団体に対し貸し付けられる貸付金です。児童の入学や進学のための貸付金としては、次の2種類があります。

貸付金名	主な内容	貸付金の限度額
修学資金	児童を学校に就学させるのに直接必要な授業料や書籍代等にあてるもの	例) 国公立の大学の場合 自宅(月額) 71,000円、自宅外(月額) 108,500円 ※私立大学や高等学校等もそれぞれ限度額が定められています。
就学支度資金	児童を学校へ入学、または修業施設へ入所させるのに直接必要な費用にあてるもの	例) 国公立の大学・短期大学・専修学校(専門課程)の場合 自宅 410,000円、自宅外 420,000円 ※私立大学や高等学校等もそれぞれ限度額が定められています。

※このほかにも、用途に応じてさまざまな貸付金があり、それぞれ申請できる条件や提出書類が異なります。

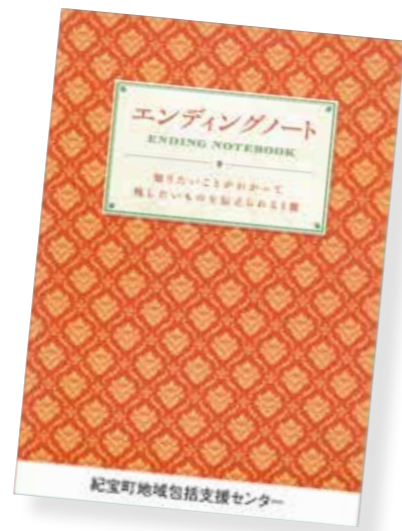
▶詳しくは役場福祉課(☎33-0339)または、県紀南福祉事務所福祉課(☎0597-85-2150)までお問い合わせください。

「もしものとき」自分と残された人のために エンディングノート 希望者に配布しています

地域包括支援センターでは、エンディングノートを配布しています。エンディングノートとは、自分に万が一のことが起こったときに備え、あらかじめ家族やまわりの人に伝えたいことを書き留めておくノートや手紙のことです。

たとえ今は元気だとしても、事故にあって長期入院する事になったり、認知症になってしまい日常生活の判断が難しくなったりと「もしものとき」は思いがけないタイミングでやってきます。

そんなとき、残される家族などにとって、あなたに関する重要な情報を知ることは大きな助けになります。また、エンディングノートを記入することで、これまでの人生を振り返り、残



りの人生のありかたを考えるきっかけにもなります。

数に限りがありますので、興味のある方は、下記までご連絡ください。

▶詳しくは、地域包括支援センター(☎33-0175)までお問い合わせください。

商品券は11月30日までにご利用ください

「紀の宝商品券」の 有効期限がせまる！

新型コロナウイルス関連経済対策、および子育て世帯の物価高騰対策事業として配布した「紀の宝商品券」の有効期限が、11月30日(水)で終了します。未使用分の商品券の換金などはできませんので、使い忘れないよう、有効期限までにご利用ください。



さい。最新の利用加盟店は、右記QRコードよりご確認ください。
▶詳しくは、役場産業振興課(☎33-0336)までお問い合わせください。



利用加盟店

中学校卒業までの児童・生徒を養育している方へ

10月支給分から所得上限限度額を新設

児童手当の10月支給分(6~9月分)から児童を養育している方の所得が下記の表2以上の場合、児童手当は支給されません。

- 所得額が①未満の場合、表1の児童手当を支給
- 所得額が①以上②未満の場合、特例給付(月額5,000円)を支給
- 所得額が②以上の場合、児童手当等は支給されません

※児童手当等が支給されなくなったあと、所得が②を下回った場合、改めて認定請求書の提出が必要です。

1 支給対象児童および支給額 (児童1人当たりの月額)

対象児童		支給額
3歳未満		15,000円
3歳から 小学校修了前まで	第1・2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生		10,000円

※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

2 所得制限限度額・所得上限限度額

扶養親族の数	① 所得制限限度額		② 所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円	858万円	1,071万円
1人	660万円	875.6万円	896万円	1,124万円
2人	698万円	917.8万円	934万円	1,162万円
3人	736万円	960万円	972万円	1,200万円
4人	774万円	1,002万円	1,010万円	1,238万円
5人	812万円	1,040万円	1,048万円	1,276万円

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者および、扶養親族(里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除く)並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持した者の数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額(所得額ベース)は1人につき38万円を加算した額となります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際には、給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で確認します。

▶詳しくは役場福祉課(☎33-0339)までお問い合わせください。